

# 市県民税の申告はお早めに！！

## 申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

1008621

問合せ 課税課市民税係 ☎内線 3011・3012  
白沢支所生活係 ☎内線 7832  
利根支所生活係 ☎内線 7929

※申告期間中(2月16日(水)～3月15日(火))は職員が申告を受けていることから、後日折り返しの連絡となることがあります

### 申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人です。

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬)などの収入があった人
- ② 給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ③ 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない人

令和4年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、昨年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象で、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

申告をしないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(火)までに申告書を提出してください。

### いない人

- ④ 所得控除の内容を変更または追加する人(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)
  - ⑤ 上場株式等の所得について、所得税と市県民税で異なる方式を選択する人
- ※上場株式等の所得の全部を申告不要とする場合、確定申告書第2表の住民税に関する事項欄に付記した人は申告不要です

### 申告が不要な人

- ① 令和3年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
- ② 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっている人
- ③ 昨年中の収入が給与のみ、または給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている人
- ④ 昨年の収入が公的年金のみの人

### 申告書の提出方法

■申告書を自分で作成する人  
申告書に次の書類を添付の

上、郵送または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

●申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し  
※通知カードの場合は、運転免許証など本人確認書類の写しを添付

●該当者のみ持参 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

■申告会場で面談をして申告書を提出する人  
次の書類を持参してください。

●申告書(申告会場にも用意)

●申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード  
※通知カードの場合は、運転免許証などの本人確認書類を持参

●昨年中の収入が分かるもの  
① 給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など

③ 公的年金受給者は、源泉徴収票

●該当者のみ持参

① 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの  
② 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

下記の日程で申告相談などを受け付けます

#### ■2月

1日(火)・3日(木)・9日(水)・17日(木)  
21日(月)・25日(金)

#### ■3月

1日(火)・3日(木)・7日(月)・9日(水)  
11日(金)・15日(火)

問合せ 沼田税務署 ☎ 22-2131(自動音声案内)

## 沼田税務署

### 譲渡所得および 贈与税などの 申告相談日程